

鳥取県公報

本報ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年二月十六日
外 土曜日

主要目次

- ◇告示 市町村の主要食糧小売販売業者甲の事業区域の一部改正
 主要食糧小売販売業者甲の各事業区域における最低登録保有数の一部改正
 主要食糧小売販売業者甲登録台帳に記載した者の一部改正
- ◇教育委員会告示 鳥取県公立学校教員並びに事務職員任用審査

告示

◇鳥取県告示第七十八号
 昭和二十七年二月鳥取県告示第五十一号（市町村の主要食糧小売販売業者甲の事業区域について）の一部を次のように改正する。
 昭和二十七年二月十六日

◇鳥取県告示第七十九号

昭和二十七年二月鳥取県告示第五十三号（主要食糧小売販売業者甲の各事業区域における最低登録保有数について）の一部を次のように改正する。
 昭和二十七年二月十六日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治
 一三〇〇人の事業区域中「成美村」の下に「長瀬村」を加える。
 二五〇人の事業区域中「長瀬村」を削る。

01009

田 一三〇人事業区域中「賀野村」を削る。

◇鳥取県告示第八十号

昭和二十七年二月鳥取県告示第五十四号(主要食糧小売販売業者甲登録台帳に登載した者について)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市中「佐々木幸治」を「佐々木政美」に、「益子謙一鳥取県東部勤労者消費生活協同組合鹿野町三三」を「益子謙一鳥取県東部勤労者消費生活協同組合片原一丁目二六」に改める。
東伯郡中「田中讓二浦安町米穀小売企業組合逢東販売所、浦安町逢東六八五」を削る。

教育委員会告示

◇鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県公立学校教員並びに事務職員任用審査を次のように行う。

昭和二十七年二月十六日

鳥取県教育委員会

一、日時場所

昭和二十七年三月四日(火)

午前九時から午後五時まで

鳥取市東町 久松小学校

東伯郡倉吉町 成徳小学校

米子市東町 米子第二中学校

二、受審資格

1 旧制の高専以上の学歴資格を有するもの

2 旧制の教員免許状を有するもの

3 新制高等学校卒業の学歴又は資格を有するもの

4 旧制中等学校以上の学歴又は資格を有するもの、及びこれと同等以上の学歴を有するもの(但し事務職員志願者に限る)

三、審査内容

01010

1 人物審査 教育職員としての適否を審査する。
2 筆記試験 教育職員としての常識を審査する。

出題の範囲

(イ) 一般教養、及び教職的教養に関する簡単な試問
(ロ) 教育法規については憲法、教育基本法、学校教育法及び教育公務員特例法についての簡単な試問

3 身体検査 審査当日までに県立保健所で健康状況特に結核疾病についての検査を受けておくものとする。(間接撮影にて可)

四、提出書類

1 志願書

鳥取県庁内鳥取県教育委員会事務局教務課又は最寄地方事務所内鳥取県教育委員会事務局支所(以下「支局」という。)に準備してある。

2 履歴書(自筆のもの)

3 免許状写し

4 最終卒業又は修了学校の成績証明書

5 身体検査書(前項3に基くものであつて当日持参)

してもよい)

五、書類受付日時場所

受検者は必要な書類を昭和二十七年二月二十八日まで最寄の支所に提出し、その支所で指定する審査会場で受検するものとする。(提出期日厳守のこと)

六、当日の持参品

1 筆記用具

2 昼食

3 算盤(事務職員志願者に限る)